

国立公園ならではの宿泊施設 に関する試行的取組公募

オンライン説明会

2024年11月12日（火）

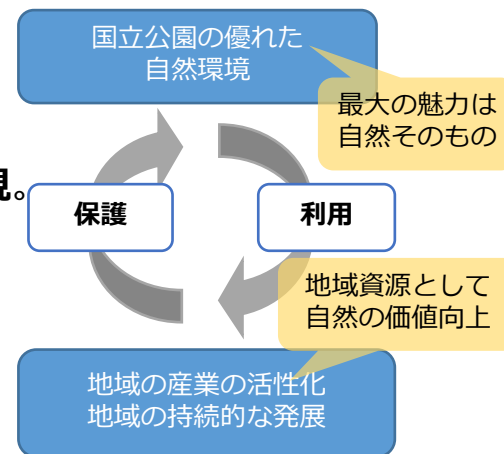
14:00～15:00

環境省自然環境局国立公園課

背景：国立公園満喫プロジェクト

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る

- 「明日の日本を支える観光ビジョン（2016年3月）」の柱の一つに国立公園が位置づけられ、2016年より取組開始。
- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。
- 2021～全ての国立公園に取組を展開。コロナ禍を経て国内外の利用者が復活。滞在型・高付加価値観光も推進。



地域の体制作り

- ・ ステップアッププログラムの策定／満喫プロジェクト地域協議会の運営
- ・ 利用の取組の法制度への位置付け
- ・ 利用者負担による保全の仕組作り
- ・ インタープリテーション全体計画

受入環境の磨き上げ

- ・ 景観改善／廃屋撤去／街並み景観改善
- ・ 多言語解説／Wi-Fi設置／案内機能強化
- ・ 情報発信施設の再整備／カフェ等導入
- ・ 滞在体験の魅力向上先端モデル事業

自然体験アクティビティの充実

- ・ 自然体験コンテンツガイドライン運用
- ・ アドベンチャートラベルの推進
- ・ 人材育成

国内外のマーケティング

- ・ 国内向け国立公園情報サイト
- ・ SNS／海外メディア
- ・ オフィシャルパートナー等民間企業との連携
- ・ 日本政府観光局サイト内国立公園一括情報サイト
- ・ 旅行博
- ・ 国立公園ブランドプロミス



国立公園ならではの宿泊施設ガイドラインの概要（１）

- 「国立公園における滞在体験の魅力向上」の一環として、滞在体験の拠点となる「宿泊施設」を核とした「感動体験の提供」や「保護と利用の好循環」の推進を目的に取組を実施。
- **「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿（「理想像」）について、まずは共通認識を持つ**事を目的し、有識者による検討会を経て、**「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（1.0版）」を策定**。
- 「国立公園ならではの宿泊施設」に有してもらいたい機能・役割をチェックリスト形式で設定している。
- 本ガイドラインを活用し、本格運用に向けて段階的に取組を行っていく予定。

国立公園ならではの宿泊施設とは

感動と学びの体験の提供 (通称:感動体験の提供)

国立公園の保護と利用の好循環への貢献

自然に囲まれた魅力的な立地

地球環境への配慮と責任 (脱炭素化、脱プラスチックなど)

自然体験アクティビティの提供

その土地ならではの文化・歴史を感じさせる意匠

※地域と連携しながら実施

地域の自然、生活・文化・歴史に関する情報提供

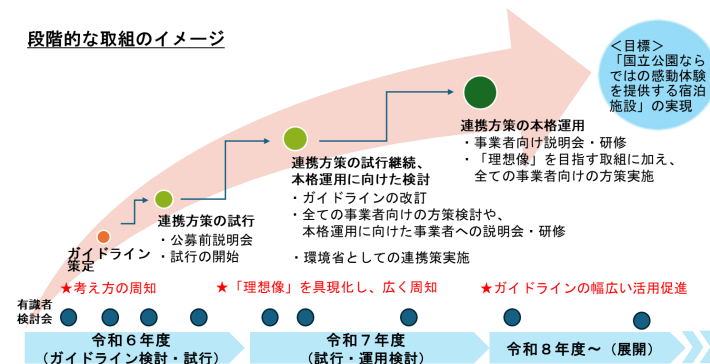
リラックスできる落ち着いた空間

地域の経済社会に対する配慮と責任
(地産地消など)

保全活動への貢献

「国立公園ならではの宿泊施設」の理想像

段階的な取組のイメージ



段階的な取組のイメージ

国立公園ならではの宿泊施設ガイドラインの概要（２）

- 「国立公園ならではの宿泊施設」として有してほしい機能・役割は大きく３項目。
- 各項目では「目指す水準」に応じて、「コア項目」と「ステップアップ項目」を設定。

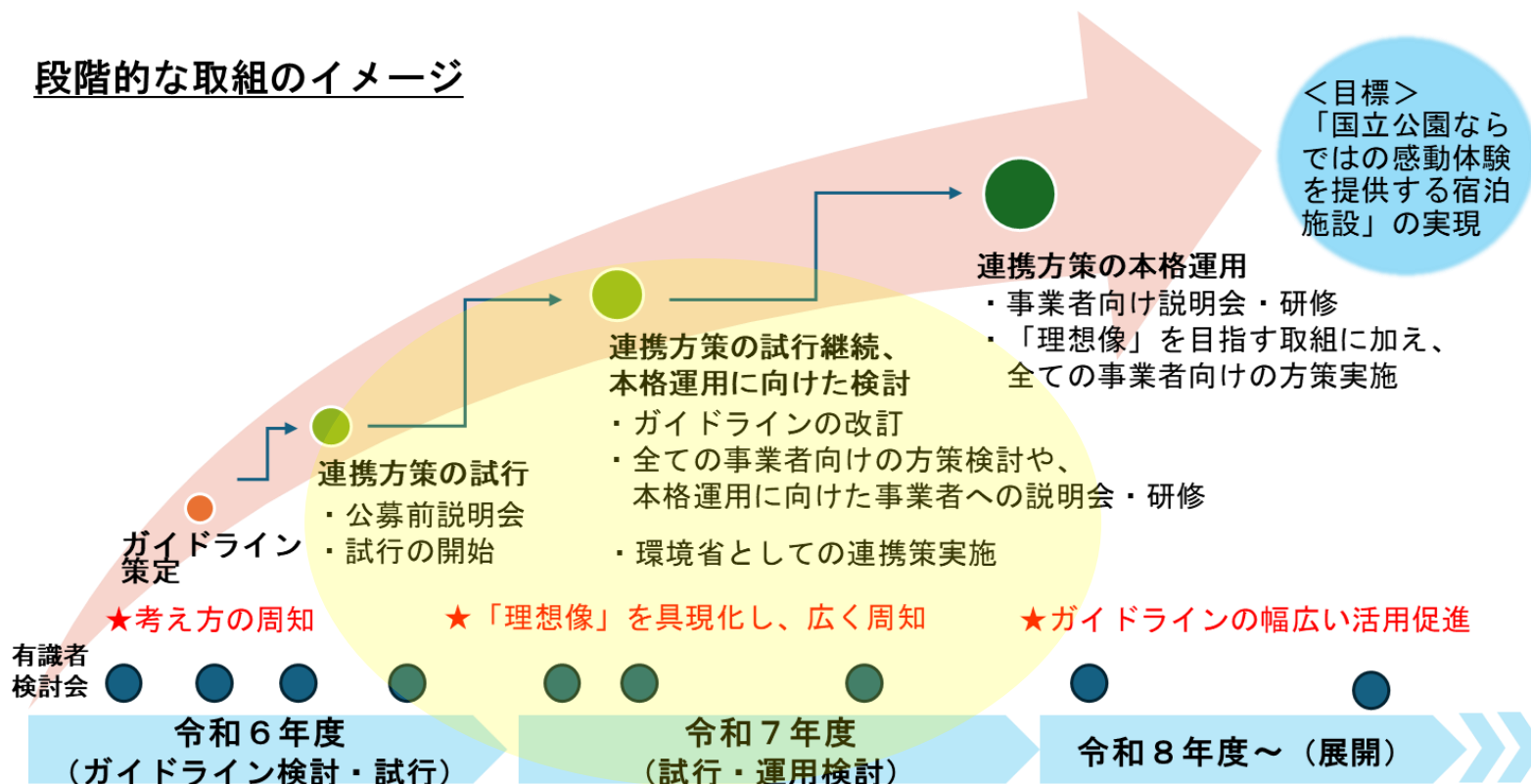
機能・役割の項目		設定した趣旨
1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割	1－1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 (1) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施	● 国立公園の自然資本の維持のためにも、事業継続の基盤となる地球・社会環境への配慮が重要。 ● 文化等の維持や、住民への協力など、地域社会の持続可能な発展への貢献も重要。  食品残渣のたい肥化の取組 (黒川温泉観光旅館協同組合)
	1－2. 地域社会への貢献 (1) 地域への理解と、取組への参画 (2) 地域社会の経済循環への貢献	
2. 国立公園の保護と利用に関する機能・役割	2－1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備 (1) 利用者への普及啓発 (2) 自然環境保全又は利用環境の整備・管理	● 感動体験の提供を持続可能に行うため、宿泊施設自身がそのことに関わることで、また、感動体験を支える「自然環境の保全」にも参画を期待。  日本アルプス上高地寄付金型商品 4,035,540円 （税込） 日本アルプス上高地 「バターフッキー」 （注）国産小麦粉、国産バターを使用して焼き上げたこだわりの商品です。 国産小麦粉とバターをイメージし、国産小麦粉にアレンジしました。 国産小麦粉とバターを使用した商品は、国産小麦粉とバターを使用した商品です。 国産小麦粉とバターを使用した商品は、国産小麦粉とバターを使用した商品です。 売上の一部を自然環境保全に寄付する土産物開発（五千尺ホテル上高地／上高地ホテル白樺荘）
	2－2. 国立公園ならではの感動が得られる自然体験アクティビティの提供 (1) 取扱うアクティビティ (2) 利用者への情報発信 (3) アクティビティへの参加申込 (4) アクティビティの開発・実施 (5) ガイド人材の育成	
3. 取組の実効性の確保		● 1.、2. の実効性を高め、持続させる取組。

目指す水準	趣旨
コア項目	● 「国立公園に立地する宿泊施設」として全ての宿舎事業者の達成を推進する項目。 ● 自然に負荷をかけない基本的な取組や、経営規模や立地条件によらず、取組み可能な内容を設定。
ステップアップ項目	● 「理想像」を目指すために、少しでも多く実施されていることが望ましい項目。 ● 本項目を満たす宿泊施設を拠点として、より高付加価値な滞在体験の提供につながる内容を設定。

ガイドラインの試行的取組と今回の公募

- 令和6～7年度にかけて、ガイドラインを踏まえ、試行的取組を実施。
 <目的>
 - ・ 国立公園ならではの宿泊施設を目指す取組のモデルを示すこと。
 - ・ ガイドライン本格運用に向けた知見を集積すること。
- 試行的取組に、環境省と連携して取り組んでいただく国立公園宿舎事業者を今回公募。
- 試行的取組を踏まえたガイドラインの改訂も予定している。

段階的な取組のイメージ



（１）試行的取組の実施内容

①追加的取組の実施（「理想像」の実現に向けた取組のモデルを示す）

- ・ガイドラインの「ステップアップ項目」のうち、応募者が対応出来ていないもの二つ以上について、令和7年度末に実現できていることを目指す。
- ・どの項目について実施するかは、応募者が決定。ただし、「２．国立公園の保護と利用に関する機能・役割」で満たしていない項目がある場合は、一つはこの項から選択。
- ・取組の計画は、採択後に応募者が決定するが、必要な調査や計画の執筆は環境省で支援※。

※応募時に応募者自ら計画を提示した場合は、内容に応じて高く評価する

- ・計画を決めた後、その実現に必要な内容も、可能な限り環境省で支援。

例）宿泊施設における環境負荷の総量削減に係る取組（脱炭素、廃棄物削減等）に係る計画策定の支援
自然環境保全活動ツアーの造成支援
利益の一部を自然保護管理活動に還元する商品開発の支援（計画・スキーム作成・試作等） 等

②ガイドラインの本格運用に向けた取組（ガイドライン本格運用に向けた知見の集積）

- ・採択された宿舎事業者のガイドラインチェックリストは、他の宿舎事業者の参考となるよう、計画策定の中で精査をした後、環境省のホームページで公表予定（公表内容は事前に相談）。
- ・令和8年からのガイドライン本格運用に向けて、ガイドラインをよりよいものにするため、ガイドラインやその改訂案に対する御意見を、環境省から採択された宿舎事業者へ伺う予定（年1回程度）。

今回公募について（１） 試行的取組の実施内容（公募要領p.2）

③その他

- 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（補助金）における優先採択（予定）。
- 環境省オフィシャルパートナーと連携し、可能な支援を実施（内容は採択後に相談）。



（２）公募の諸条件

①公募対象

国立公園の宿舎事業を執行している方が対象。

※自然公園法第十条第三項（第十六条の三第四項の認定を受けたものも含む）に基づき、新たに環境大臣の認可を受けて国立公園の宿舎事業を執行する方も含みます（未開業の場合は、令和7年度末までに宿泊施設の開業が可能な者が対象）。

※※宿舎事業については、管轄の自然保護官事務所等に御相談下さい。

②公募要件

以下を全て満たすこと。

- ・本取組の主旨を理解し、4.（3）（4）に定める取組（＝追加的取組の実施と、ガイドライン改訂への協力）を実施する意思があること。
- ・申請者は、本取組を遂行するために必要な能力を有すること。
- ・自然公園法並びに関係法令を遵守していること。違反があった場合は、その手続きが全て完了していること。

今回公募について（２） 公募の諸条件（公募要領p.3）

③採択件数・取組期間

- ・ 5件程度の採択を予定。
- ・ 取組期間は、令和7年度末（令和8年3月）まで

④公募期間・応募方法

- ・ 令和6年11月29日（金）（消印有効）
- ・ 提出書類一式を、メールか郵送で提出（提出先及び詳しい方法は公募要領参照）

⑤提出書類

以下の書類を提出（様式は公募要領参照）

- ・ （様式1）応募申請書
- ・ （様式2）ガイドラインチェックリスト
- ・ （様式3）宿泊施設概要資料

今回公募について（２） 公募の諸条件（応募様式）

⑤提出書類（詳細）

・（様式２）ガイドラインチェックリスト

様式２

ガイドラインチェックリスト

<記載方法>

- ・各項目について、実施出来ているものに☑をつけて下さい。
- ・特に力を入れているステップアップ項目や、追加的取組を行う意思のあるステップアップ項目については、各自由記述欄にその詳細を記載して下さい。

1	環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割
1-1	環境負荷の総量削減に係る取組の実施
(1)	環境負荷の総量削減に係る取組の実施
コア項目	
エネルギー・脱炭素	☐ エネルギーの使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:電気、ガス、ガソリン、灯油などの使用量を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ エネルギー効率の高い機器を導入している (例:LED照明、高効率な空調や厨房機器(冷蔵・冷凍庫、食洗器など)を導入している)
	☐ 出勤時や移動時に温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している (例:地域バスの利用、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカー利用、社員の乗合バスの運行を行っている)
廃棄物	☐ 廃棄物の排出量を把握したうえで見直しを行っている (例:分別別の廃棄物の排出量(重量もしくは袋数)を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ ごみを分別している (例:ごみと再利用できる資源の分別式ごみ箱を設置している)
	☐ 使い捨てのバス用品(シャンプー、石鹸等)を提供していない (例:ディスペンサーで提供し、個包装製品の削減に努めている)
	☐ アメニティに関する配慮を行っている (例:フロントで必要数のみ提供、リサイクル素材への切替、廃止等)
	☐ 使い捨て食器に関する配慮を行っている (例:使い捨て食器を使用しない、使用する場合は環境配慮型の食器を使用している)
水資源	☐ 施設で使用する紙を削減している (例:紙の使用量の把握やペーパーレス化)
	☐ 水の使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:水の使用量を月単位で確認し前年同期と比較している)
	☐ 施設内のシャワーやトイレの節水対策を行っている (例:節水型のシャワー、トイレ、風呂桶の導入)
	☐ 滞在中に何度も使えるボトル・タンブラーやウォーターサーバーによる飲料水の提供等を行っている
	☐ 環境配慮型の洗剤やシャンプー等を使用している
	☐ 連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している (例:連泊時の毎日の清掃を実施していないことを説明している)

実施出来ている項目に☑をつける（評価対象）

自由記述欄 ※1-1のステップアップ項目について、特に力を入れている項目や、追加的取組を行う意思のある項目があれば、その詳細を記載して下さい。	
1-2	地域社会への貢献
(1)	地域への理解と、取組への参画
コア項目	
	☐ 地域の (例1:地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている)
	☐ 地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている
	☐ 地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている
ステップアップ項目	
	☐ 国立公園に関係する協議会に参画している(加盟する団体としての加入も含む)
(2)	地域社会の経済循環への貢献
コア項目	
	☐ 提供する食材はその地域でとれた食材を優先して使用している (例:食材の仕入れ先は地元生産者を優先している)
	☐ 地域の製品・商品やサービスを優先的に調達している (例1:ガイド、通訳、交通、土産物販売、清掃、造園、修理・整備等は地元事業者を優先して活用している) (例2:地元生産者から直接購入した農作物を料理で使用・提供している)
ステップアップ項目	
	☐ 施設スタッフ、ガイド、関連する事業者について、地域の雇用創出や働き手の確保に努めている (例:移住支援も含めて地域在住の住民を雇用している)
	☐ 地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している (例1:地域の飲食店マップの提供をしている(デジタル推奨)) (例2:地域通貨の案内と活用を促している) (例3:宿泊よりオプションの提供(泊食分離))
	☐ 伝統工芸品や地域の特産品、食文化等を自然環境にまつわる背景・ストーリー、職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している (例1:お土産コーナーでの案内・販売、HPやSNSを通じて案内・販売している) (例2:地元の食材を使った伝統食等を、解説と共に宿泊者に提供している)
	☐ 地元の木材・建材・大工(建設会社)や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している (例:内装に地域の伝統様式を踏まえた家具を設置している)
	☐ 地産地消について、具体的な使用品目や割合等の情報を開示している

力を入れているステップアップ項目、追加的取組を行いたい項目があれば、詳細について記述（評価対象）

今回公募について（２） 公募の諸条件（応募様式）

⑤提出書類（詳細）

・（様式３）宿泊施設概要資料

宿泊施設概要資料

様式３

1. 概要	
宿泊施設名	
代表者役職・氏名	
立地地域	※活動地域の国立公園名及び詳細なエリア名等を記載してください。
宿舎事業の認可の日付・番号（あれば）	※宿舎事業の認可を受けている場合は、認可の日付と番号を記載して下さい。 ※宿舎事業の認可をまだ受けていない場合は、調整状況が分かる資料を添付して下さい。
取得済の認証、第三者評価等（あれば）	※取得済みの認証や第三者評価がある場合は名称及び取得時期（更新があるものは最新の日付）を記載してください。国際・国内の認証制度に則ったもののほか、OTA等で得ている評価も対象に含みます。 ※取得予定の場合は、取得見込み時期を記載してください。
営業開始時期	※営業を開始していない場合は、営業開始見込み時期を記載してください。
調整した自然保護官事務所等の名称	
2. 宿泊施設の特徴	
宿泊施設のコンセプト	
主な利用者層	
客室数	
平均価格	※幅を持たせた記載でも差し支えありません。
敷地面積	

3. 宿泊施設の今後の展望

※「国立公園宿舎事業者であることを踏まえた今後の宿泊施設の展望」について、環境や地域の文化、地域経済への貢献の面から、A4 1頁以内で記載して下さい。

「**国立公園宿舎事業である事を踏まえた**今後の宿泊施設の展望」について、環境・地域の文化・地域経済への面から、記述（評価対象）

・取得済の国際／国内認証がある場合は記載（OTA等での評価も対象）

応募の際は、自然保護官事務所等に内容の事前相談を行うこと

宿泊施設の概要を示すパンフレットなどがあれば追加で提出

※このほか、宿泊施設の概要を示すパンフレット等、追加的取組実施に関する計画、取得済の認証もしくは第三者評価が分かる資料（取得の年月日が分かるように留意して下さい）がある場合は、別紙として提出して下さい。

今回公募について（２） 公募の諸条件（公募要領p.4～5）

⑥審査・採択

- ・採択は、提出書類をもとに、審査項目に基づき総合的に審査を行い、有識者からの助言を頂きながら、環境省で決定。
- ・現在の宿舎事業者には経営規模や価格帯などに幅があることも踏まえ、それぞれのモデル事例を示すことができるよう、経営規模・価格帯・取組内容についてバリエーションを持たせて採択予定。

※審査項目は次ページに記載

⑥審査・採択

<審査項目>

（１）ガイドラインのチェック項目を満たす割合とその熟度

- ガイドラインのコア項目について幅広く大部分を満たす事が出来るか （全てのコア項目を満たしていることが望ましい）
- 追加的取組を行った上で、どの程度のステップアップ項目を満たすことが出来るか （幅広く、より多くの項目数を満たすことが望ましい）
- 特にステップアップ項目の取組内容について、どの程度の熟度で満たすことが出来るか （国立公園の保護と利用の好循環への高い貢献があることが望ましい）

（２）取組への理解及び積極性

- 試行的取組の目的を理解し、環境省からの意見徴収への対応など理想像の具現化と連携方策の本格運用に向けた知見の集積に積極的に協力する意思があるか
- 追加的取組実施の計画が示されている場合、その内容に応じて高く評価する

（３）その他

- 取得済の認証や第三者評価がある場合は高く評価する（国際・国内の認証制度に則ったもののほか、OTA等で得ている評価も対象に含む）

国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

- 有識者らによる検討会を開催し、助言を得ながら、ガイドラインの策定及び試行的取組の検討を進めてきた。審査にあたっても、本検討会の助言を頂く予定。

第1回検討会（2024/5/31）

議事：今回検討の全体概要について／国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設のガイドライン（素案）について／連携方策について

第2回検討会（2024/6/17）

議事：取組の全体像及び今年度の進め方について／国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設のガイドライン（案）について／連携方策の試行的取組について

※検討会の資料及び議事概要は環境省HPに掲載（https://www.env.go.jp/nature/np/post_118_00003.html）

「国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会」委員一覧（敬称略、五十音順）

氏名（◎：座長）	所属及び役職
愛甲 哲也	北海道大学大学院 教授
井門 隆夫	國學院大學 教授
加藤 久美	和歌山大学 教授 武蔵野大学 教授
下村 彰男◎	國學院大學 教授
高山 傑	アジアエコツーリズムネットワーク（AEN）創設理事長 一般社団法人JARTA代表理事
寺田 直子	トラベルジャーナリスト
永原 聡子	Deneb株式会社 共同創業者・代表取締役 アトリエラパズ株式会社 代表取締役

- 公募に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。偽りその他の不正な手段により採択された場合には、採択を取り消す可能性があります。また、必要に応じて現地調査等を実施します。当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- 今回公募に採択された事業者には、取組開始前に、下記、「暴力団排除に関する誓約事項」をご提出いただきます。予めご了承ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

公募について御質問などがありましたら、以下まで御連絡ください。

環境省自然環境局国立公園課

TEL: 03-5521-8278

E-mail: shizen-kouen@env.go.jp